

**ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における
交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ
(第4回)議事概要**

1. 日時: 2023 (令和5) 年10月30日 (月) 10:36~12:31

2. 場所: Web会議による開催

3. 出席者:

(1) 委員:

関口博正主査 (神奈川県大学経営学部教授)、相田仁主査代理 (東京大学名誉教授)、
三友仁志構成員 (早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授)、
大谷和子構成員 (株式会社日本総合研究所執行役員法務部長)、
春日教測構成員 (甲南大学経済学部教授)、
砂田薫構成員 (国際大学グローバル・コミュニケーション・センター主幹研究員)、
高橋賢構成員 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授)、
長田三紀構成員 (情報通信消費者ネットワーク)

(2) オブザーバ:

全国知事会、全国市長会一般社団法人テレコムサービス協会、
一般社団法人電気通信事業者協会、
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、東日本電信電話株式会社、
西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI 株式会社、
ソフトバンク株式会社、株式会社オプテージ

(3) 事務局(総務省総合通信基盤局): 今川拓郎総合通信基盤局長

・電気通信事業部 木村公彦電気通信事業部長

堀内隆広基盤整備促進課長、大堀芳文基盤整備促進課企画官、
宇仁伸吾基盤整備促進課課長補佐

4. 議題:

(1) 自治体ヒアリング

- ① 北海道
- ② 山形県酒田市
- ③ 岐阜県揖斐川町

④ 愛媛県伊予市

(2) 意見交換

5. 議事録

【宇仁補佐】 事務局の基盤局基盤課の宇仁でございます。

会議に先立ちまして、事務局から御案内をさせていただきます。本日はオンライン会議による開催となりますことから、皆様が発言者を把握できるようにするため、御発言いただく際には、冒頭にお名前をお伝えいただきますようお願いいたします。また、発言時以外、マイクをミュートにさせていただきますよう、併せてお願いいたします。

また、構成員の皆様におかれましては、会議の途中で音声等が繋がらなくなった場合には、チャット機能などを必要に応じて御活用いただきますようお願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行は関口主査にお願いしたいと思います。関口主査、よろしくお願いいたします。

【関口主査】 関口でございます。若干時間を過ぎましたが、ただいまから、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループの第4回会合を開催いたします。

まずは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【宇仁補佐】 事務局でございます。議事次第、それから資料1から資料5まで、そして参考資料1及び2を、構成員の皆様には事前に送付しております。また、傍聴されている方には、資料を掲載している総務省のホームページを御案内しております。

以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

これまでのワーキンググループでは、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の交付金・負担金の算定方法等の具体的な制度設計に向けて、2回にわたり民間事業者からヒアリングを実施いたしました。

本日は、構成員の皆様からの御要望もありました、日々地方の現場において活躍されている自治体職員の皆様から、現場の声、生の声ですとか、その御苦勞などについてヒアリングをさせていただき、生の声を頂戴できればと存じております。

資料1を御覧ください。資料1の日本地図に図示されていますとおり、本日は、北から

順に、北海道様、山形県酒田市様、岐阜県揖斐川町様、愛媛県伊予市様、この4つの団体の皆様から、それぞれの現状や御苦労話などをお聞かせいただきたいと存じます。

4自治体の皆様、本日は御多忙の中、ヒアリングの御参加をお受けいただきまして、誠にありがとうございます。

ヒアリングは、これまでの事業者ヒアリングと同様、まず4自治体様からそれぞれ持ち時間20分の範囲内でプレゼンをしていただき、その後、一括して質疑・意見交換の時間に移らせていただきたいと存じます。御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、早速、北海道様、よろしくお願いいたします。

【北海道】 私は、北海道総合政策部次世代社会戦略局長の上原と申します。本日はこのような機会をいただきまして、感謝申し上げます。私から、北海道における公設光ファイバの民設移行に向けた課題等について、御説明させていただきます。

なお、今回のプレゼンに当たりましては、北海道庁自体につきましては、住民向けに公設光ファイバを提供していないことから、道内の市町村や通信事業者様から聞いた情報を基に、実情を含めた課題などを御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、スライド1を御覧ください。初めに、北海道の紹介をさせていただきます。道内の人口は2020年の国勢調査で約522万人となっており、全国8位の人口であります。1997年の約570万人をピークに減少を続けております。

一方で、都道府県別では全国一の面積、国土の約22%を占めており、人口密度は全国の5分の1で、最も低くなっている状況でございます。

また、市町村数も都道府県別で最も多く、北海道内には179市町村がございますが、そのうち人口3万人以下が約88%、1万人以下は約69%で、小規模な自治体が多い状況です。

次に、スライド2を御覧ください。北海道は農業のイメージが強いと思いますが、農業では、全国の4分の1の耕地面積があり、大規模経営を展開しております。こうしたことから、北海道では省力化に向けたスマート農業を推進しており、遠隔監視センターから基地局までの通信基盤として、光ファイバが必要とされているところでございます。

次に、スライド3を御覧ください。道内においては、平成21年度地域情報通信基盤整備推進交付金、いわゆるICT交付金により、地デジ難視聴対策と併せて、ブロードバンド整備が本格化し、さらに令和2年度2次補正「高度無線環境整備推進事業」を活用し、

道内104市町村が希望する全ての地域での整備を進め、整備率が向上した結果、令和4年3月末時点では、道内の光ファイバ整備率は99.7%になりました。

次に、スライド4を御覧ください。道内における公設民営の状況について御説明いたします。

左下の円グラフで御説明しますが、道内179市町村のうち、国の補助事業を活用し、公設民営で整備した地域があるのは、81市町村です。

その81市町村のうち、右上、円グラフの内側になりますが、通信事業者による運営が77市町村、ケーブルテレビ事業者による運営が4市町村であり、ほとんどの市町村は、大手通信事業者1社と民設移行について協議を進めておりますが、外側の円グラフは77市町村の整備方式となりますが、1芯方式が36市町村、2芯方式が41市町村となっております。

また、右下の円グラフの内側になりますが、81市町村のうち、財産処分制限期間を経過しているのは63市町村であり、そのうち現在民間移行予定で、ある程度話が進んでいるのは10市町村となっております。

次に、スライドを5御覧ください。道内市町村に対する民設移行に向けた取組について、説明いたします。

まず、これまでの取組として、道では北海道総合通信局と連携し、公設民営の対象市町村に対して、ユニバーサルサービス制度に関する説明会を開催しております。

具体的には今年の5月30日に総務省本省からオンラインにより、市町村に御説明いただいたほか、今月は道内14地域において市町村との会議の場を活用し、北海道総合通信局から説明いただいているところでございます。

また、今後の取組でございますが、同じく北海道総合通信局と連携し、北海道デジタルインフラ整備促進協議会、これは国のデジタル田園都市国家構想インフラ整備計画に位置づけられた地域協議会となりますが、この協議会を活用して、関係事業者や民設移行を希望する市町村に対してヒアリングを行いながら、譲渡を促進できればと考えております。

次に、スライド6を御覧ください。道内市町村の意向についてでございます。ほとんどの市町村は、公設民営から民設民営への移行を希望しております。具体的な理由として、昨年末も北海道オホーツク海側で被害がございましたが、近年の暴風雪の影響により、光ファイバの断線などもあることから、民設で直接管理したほうが、速やかな対応が可能となるということで、メリットが大きいというものです。

また、市町村からは維持管理に係る職員の稼働や費用、また将来的な更新に係る費用負担への懸念に関する声がございます。

なお、市町村の維持管理に要する費用としては、例示してございますが、光ファイバの断線への対応や、電柱に共架している場合、年月がたつと木の枝払いが必要となるほか、道路拡幅工事や住宅の新設などで、電柱移設に伴う光ファイバの架空線の移設費用などが発生するようです。

スライド7を御覧ください。道内市町村の民設移行に向けた課題についてでございます。

課題1として、譲渡の際に事業者において行う移行準備に要する費用や手続が、自治体負担になるということでございます。具体的には表の課題で記載してございますが、譲渡の対象資産について調査して整理する必要がある、場合によっては現地確認を要することもあるとのことでした。

また、道路占用許可では、道路管理者に対して権利継承のための申請を事業者が担う場合は、自治体の費用になるということでございます。

また、民地に電柱がある場合、地権者との調整は自治体に対応しますので、自治体職員の負担もあるとのことでした。

これに対して地域が期待する解決の方向性としては、例えば道路占用許可申請に当たって、簡易な申請という部分に関しては、電柱1本ずつの申請ではなく、例えば特例として、一覧表や図面等で簡易に済ますことができれば、手続上の負担も少なくなりますし、短期間でという部分に関しては、協議開始から実際に譲渡するまで1年半程度かかると見込まれており、そのうち占用許可申請については、3から4か月程度かかるので、これが短期化できれば、自治体側の費用や手続面で負担軽減につながるものと考えてございます。

次に、下の段で課題2でございますが、光ケーブルと合わせて譲渡されることとなる固有設備の更新が必要になるということでございます。

具体的には表の課題に記載しておりますが、固有設備の更新というのは、市町村が管理しているIP-BOXと言われる機材を保管している場所の中に、業務用の空調設備やヒーターの機器がございまして、それらの機器が10年以上経過しており、更新が必要なタイミングとなっております。

特にIP-BOXの設置数が多い自治体では7基、この中に空調機10台、ヒーター7台がございましてけれども、この更新に数千万円の費用が必要となるケースもあると聞いております。

これに対して、地域が期待する解決の方向性としては、こうした機器更新については、譲渡前に自治体の一般財源で措置すること自体がハードルとなってしまいうため、逆に民間移行が進みにくくなる懸念があることから、制度的には難しいことは承知しておりますけれども、例えば赤字の場合には、民設移行後に、ユニバーサルサービス交付金を活用して、負担軽減を図ることなど、地域は期待していると考えております。

次に、スライド8を御覧ください。課題の3でございますが、スライド4でも説明したとおり、道内の公設民営の約半数である41市町村が2芯方式であり、公設ケーブルを活用して、ケーブルテレビやIP告知を運営していることから、移行後は契約の変更により、自治体側が事業者に光ファイバ使用料を支払うこととなると考えます。

具体的には表の課題にも記載しておりますが、物理的に1芯も2芯も同じケーブルであることから、譲渡は、2芯目も含めた一括譲渡になります。この際、ケーブルテレビ事業者の場合は、2芯目につきましても、サービス提供可能でございますが、通信事業者の場合は、2芯目のサービスができないため、譲渡後の2芯目の賃貸借手続きが発生します。

地域としては、譲渡や賃貸借に係る契約等の手続きがスムーズに行えること、また、公設の場合の維持管理費を下回る使用料となることが望まれていると考えます。

次に、下の段の課題4でございますが、ユニバーサルサービス制度導入後、市町村が民設移行を希望する地域が実際に支援地域に該当するかどうか、当然ながら不明いうことでございます。

具体的には表の課題で記載してございますが、市町村が民設移行したい地域が、実際に一般または特別の支援区域に指定されるのか、あるいは、交付される交付金で、維持管理が実際に賄えるかといった懸念があると思います。

これに対して地域といたしましては、事業者が譲渡を引き受けられるよう、実情に応じた区域設定が望まれることや、区域の設定に当たっては、案の段階で地域の意見を反映した柔軟な対応を期待していると考えております。

次に、スライド9を御覧ください。課題5では、他社施工による光ファイバについて、規格が異なるため譲渡が困難な自治体が、道内に2団体ございます。

表の課題に記載しておりますとおり、例えば光ファイバを整備した通信事業者に撤退され、別の通信事業者がブロードバンドサービスを継続している市町村においては、光ファイバを整備した事業者とサービス提供事業者が異なるため、当該光ファイバがサービス提供事業者の規格に合わず、現状のままでは譲渡ができないと聞いております。

そのため、市町村が、譲渡先の事業者を受け入れられるよう規格をそろえるため、高度無線環境整備推進事業を活用した新規整備が可能ではありますが、補助事業の活用による補助裏の負担が困難になり、譲渡の検討が進まなくなるという懸念がございます。

これに対しては、期待する解決方向として、市町村から特段意見はなかったんですけども、新たな支援制度の創設などが有効ではないかと考えております。

次に、スライド10を御覧ください。住民へのユニバーサルサービス制度の周知についてでございます。ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の国民への周知について、まずは、国において、しっかりと広報に努めていただき、自治体においても、様々な広報ツールを活用して、周知に協力することは可能と考えてございます。

例えば特定の事業者の利益につながらないという前提にはなりますけれども、庁舎内でのポスター掲示や市町村のホームページ、SNSでの掲載、あるいは、毎月発行する広報誌への掲載では、概要を数行程度で記載し、詳細についてQRコードを確認いただく方法ができますし、国等から配布されたチラシを広報誌に挿入することなどが可能だと考えてございます。

以上で北海道からのプレゼンを終了いたします。ありがとうございました。

【関口主査】 どうもありがとうございました。

続きまして、山形県酒田市様、お願いいたします。

【酒田市】 山形県の酒田市でございます。本日はこのような場を御提供いただきまして、ありがとうございます。早速でございますが、本市におけます超高速ブロードバンド網の整備と維持の現状について、お話をさせていただきたいと思っております。

まず、本日は酒田市と酒田市が抱えております離島飛島について御紹介させていただいた後、整備の経過や本市の考え方、維持管理の状況、教訓や認識についてお話をさせていただければと思っております。

まず、酒田市の御紹介でございます。人口等の前に、こちらの画像で御紹介をしたいと思います。酒田市は北前船の交易で江戸時代に栄えた町です。酒田港が重要港湾に指定されましたことを記念して始まった花火大会が、今年から全国唯一の二尺玉の競技大会として、リニューアルしております。

また、下段の中央にラーメンの写真がございます。その左にイワガキとかお寿司の写真もございますが、そちらもおいしいんですけども、しょうゆベースのあっさりしたワンタン麺というものが酒田の名物で、絶品だと私は思っております。

このスライドは皆さんに配付されていないものとなりますが、私の大好きな酒田のワンタン麺が、今月の初旬に開催されました日本御当地ラーメン総選挙で、全国名立たるラーメンが出場する中……。資料が映っていませんか。資料の共有がされていないという情報ですが、今、入りましたので、これで大丈夫ですかね。ごめんなさい。それでは、こちらのスライドを皆さんに配付されていないものとなっております。大変失礼しました。

御当地ラーメン総選挙で優勝させていただいております。それ以降、市内のラーメン店さんが、これまで以上に混雑して、酒田市民のソウルフードが全国に認められたということで、経済効果に加えて、シビックプライドの醸成にも役立っていると感じております。

人口や世帯数等の基礎データについては、こちらに示したとおり、人口は10万人弱、御多分に漏れず、人口減少が続いている、年間1,000人程度減っているという状況でございます。

スライド5番でございますが、離島飛島につきましては、右の図面の下のほうでございますが、酒田港から北西に約39キロの沖合の日本海に浮かぶ島でございます。後ほど御説明いたしますが、2021年度にこの島にも光ケーブルを敷設しまして、これで、酒田市内の超高速ブロードバンド整備率は100%という形になりました。

これまで酒田市が取り組んできました光ファイバ網の整備の経過が、こちらでございます。

まず、図面の右側、赤い点線がございますけれども、こちらが酒田市の区域で、青い線が張り巡らされておりますけれども、こちらが光ファイバ網、公設民営のIRU網という形になります。

左側にありますとおり、酒田市では2004年度に八幡地域、2010年度に未整備地域のうち飛島を除く地域を全て整備しまして、2020年度に飛島地域を整備して、100%になったと。

総延長、総事業費それぞれ書かせていただいておりますが、国庫補助金、国のいろいろな交付金などを活用するとともに、その地域に応じた過疎債、合併特例債、補正予算債等を活用することによって、一般財源、つまり酒田市民の直接的な税金は低く抑えることができております。

2010年度に周辺部を整備した当時、今後の維持・更新などを含めて、考え方をまとめたものが、こちらのページとなります。やはり、基本的に資産は、基本的なサービス提供者が保有すべきだなと考えております。

その理由は、その下に記載しております中ポツが5つほどございますけれども、そちらにあるとおりでございます。つまり、維持費等に関しては、補助金の財産処分制限期間が到来して、しかも財源として活用しました過疎債、合併特例債などの償還関係の制約、制限が許せば、サービスを提供する民間通信事業者に資産を譲渡して、通信基盤と基本的通信サービスを同じ事業者が提供すべきだということで考えておりました。

2020年に飛島を整備したときの考え方が、こちらでございます。基本的に10年前と変わってはおりませんが、中ほどにありますとおり、共同利用という部分と、光ファイバ網は既に道路とかと同じ生活インフラだという点を付加しております。

ここから、維持管理の話をしていただきたいと思います。

まず、2004年度に整備をして、2005年からサービスを開始しました八幡地域でございます。八幡地域では、開設当初、町そのものが通信事業者となって、サービスを提供しました。名前がe-なかネット、八幡は田舎だというような考えがあったのでしょうか。e-なかネットということで、サービスを提供しております。

その後、サービス開始から年月が進むにつれて、利用者のほうから、アクセススピードが遅いとか、断線からの普及に時間がかかり過ぎるというような苦情が寄せられております。

その原因は、通信機器の処理能力、データ量というようなこととか、自治体がゆえの工事完了までのスピード感のなさが大きいという判断に至って、酒田市としては、民間移行の方向で検討が始まりました。

まずは、財産制限処分期間内で行ったので、公設民営という形で、2010年12月に民間移行、IRU化をさせていただきました。2017年4月1日に更新をして、本年9月末現在の利用率は63.9%ということで、民間通信事業者から採算性が見込めると判断もなされておりますので、資産譲渡の協議を進めておまして、今年度中に、資産譲渡を予定している状況でございます。

八幡のe-なかネットを民間移行するとき、利用料金がアップするということがございます。サービス内容も変わる、充実するということがございますけれども、利用者などに対して、その際、説明会を開催しております。

2010年2月に市として民間移行を決定しておりますけれども、その後すぐ、地元関係の市議会議員やサービスを提供しております八幡地域の自治会の役員等に説明をさせていただいて、その後、利用者、住民に対する説明会、アンケート、移行を希望される方に

対する個別相談会などを実施しております。

ここには書いてございませんが、2020年の飛島の整備時については、人口、世帯数も100世帯、160人で、区域もかなり狭いということもありますので、町内会の回覧板というようなものをメインにして、一般的にはプレスリリースなどで、工事の予定をお知らせするなどという周知を行っております。住民に対する周知方法といたしましては、これまで行ってきました市広報、回覧板に加えまして、SNS、酒田市でも公式LINEのアカウントを持っておりますので、そちらのデジタルツール、それ以外のデジタルツールもございますので、そういったものの活用による情報発信が可能と考えてございます。

話を維持管理に戻しますが、こちらが周辺部の維持管理の状況です。2011年3月10日にサービスを開始しております。開始翌日には、御存じのとおり東日本大震災が発生して、その対応にNTT東日本さんなどもかなり御苦労されておりましたので、当時の利用申込者に対する接続作業などということは、当然なんですけれども、後回しということの影響を及ぼしましたが、現在の利用率としては、61.3%まで伸びているという状況になっております。

周辺部につきましても、八幡地域同様、民間通信事業者から採算性が見込めるということで、資産譲渡の協議を進めて、八幡地域とともに、今年度内の資産譲渡ということをご予定しております。

こちらが、八幡を含む周辺部の維持管理の状況です。八幡地域を含む周辺部は、IRU契約というものを締結するに当たりまして、NTT東日本に貸付けをする芯線の料金というものを決めるわけですが、それにつきましましては、右の図にあります設備の維持管理にかかる費用、保守費、電柱添架料等々、修繕費も踏まえて算定しております。

ですので、単年度の収支を想定の部分から考えれば、市から見ると、黒字という形になります。ただ、修繕費の状況が、予定よりかなり多かったりする場合ですと、単年度では、赤字になったりという年度もございます。

2021年3月末まで、当初の10年間のIRU契約が終了するまでの収支累計を確認しますと、約360万円の赤字という形になっていますが、下の米印にありますとおり、IRU化するためにスプリッタを更新したりだとか、e-なかなネットではつないでいたけれども、NTTのサービスにはつなげないといった非移行者のクロージャから家庭内へのドロップ線の撤去なども、市の単費で行いましたので、そういったものに1,960万円ほどかかっております。それを除きますと、約1,600万円の黒字という形になるかと思ひ

ます。

続きまして、飛島の維持管理です。1年8か月前の2月1日にサービスを開始しております。1年8か月が経過した段階での利用率は23.6%、106世帯に対して、25契約。住民基本台帳上世帯数106世帯、先ほど御覧いただいたかもしれませんが、高齢化率は80.4%、平均年齢75歳を超えるという状況を考えますと、結構検討しているかなというふうに私どもは考えてございます。

飛島までのルートにつきましては、酒田市の北隣にあります遊佐町さんの協力を得まして、海底ケーブルをなるべく短くということで整備をさせていただきました。右側の図面の赤いラインになります。

費用面につきましては、想定される契約数が少ないということもございますので、芯線貸付料については、酒田市に払えないというような御提案で、最初にプロポーザルで選定をさせていただく際に、そういう提案がございました。なので、光ファイバ芯線の貸付料はゼロということで、ただし設備の維持費用については、10年間で約2億1,400万円ということで見込んでおります。

その維持費用の明細が、こちらの表になります。単位は書いてございません。申し訳ございません。単位は1,000円ということになってございます。これを合計欄だけにしますと、こちらの表になるんですけども、各項目を少し簡単に説明をさせていただきます。

修繕料は、突発的な事故などによる断線の復旧、道路工事などに伴います電柱移設に伴って、光ケーブルの移設が必要となるものということで、飛島については、年間120万円ほど見込んでいます。

手数料については、電柱に添架する際の電柱所有者に支払う審査手数料でございます。

施設管理委託料については、まず、保守物品でございますが、これは仮復旧等を行う際の材料を、あらかじめ保有しておくというのがございます。

ただ、ここに計上していますものは、飛島の場合は、海底ケーブルそのものと、陸上ケーブルと海上ケーブルを切り替えるビーチマンホールというものがございますが、そちらの中にあるジョイントボックスのみでございます。陸上ケーブル関連の光ケーブル、クロージャ、スプリッタといったものについては、周辺部で既に整備をしておりますので、ここには含めておりません。

その他の管理委託料としては、ユーザからの故障受付に対応したり、樹木の枝払いを行ったりということがございます。

海底ケーブル関連でございますが、前のページに戻りますが、海底ケーブルも含めて附帯設備、5年に1回、詳細な点検を行うということで、施設管理委託料がぼんと跳ね上がる年があります。

現在、国からの支援として、離島伝送用専用線設備維持管理事業というような形で収支赤字分の2分の1が措置されております。加えまして、その残り2分の1の残りの8割が特別交付税措置という形もございますので、自治体の直接的負担は1割という形にとどまっております。非常に助かっておりまして、とりあえず財産制限処分期間内は、順調に維持管理できるかなというふうに考えてございます。

そういった維持管理に対して、少し課題をまとめてみました。少し長い目を見た場合の課題を整理したものでございます。

まずは採算性が見込めない資産を民間に譲渡することが困難だということが、一つございます。

そして、譲渡できる、できないにかかわらず、自治体には大きな負担を与えるということがございます。

その大きな負担というのは何かといいますと、例えば譲渡可能な資産の場合でありまして、一束化されている架空線の解除と書いておりますが、一束化というのは、皆さん、御理解いただいていると思いますけれども、1本の電柱に、所有者が同じ線、ケーブルは、1本のみという決まりがございまして、複数の線となった場合は、一束化という作業をします。それで整備をします。酒田市の場合は市内のイントラネットの線とIRU線が、2本乗るという例がほとんどでございまして、それを一本化、一束化しております。

今度、譲渡になりますと、IRU線が民間所有になって、所有者が変わりますので、今度その一束化を解きほぐさなければならないという費用が発生をします。その費用に約1,300万円と、酒田市の場合は見込んでおります。

2つ目、道路等の各種占用申請者を変更する必要もございます。それは、酒田市において、職員の人件費は含みませんが、約450万円の作業費用がかかるかなと考えております。

譲渡困難な資産の場合でありまして、自治体保有で民間事業者が基本的サービスを提供することで、上下分離状態が続きますので、設備故障時は連絡が民間のほうにユーザから入りまして、そこから市に修繕をという話に来るわけですが、自治体予算の範囲内ということで、予算措置がされていないと、本格復旧ができないという状況にもなりま

す。自治体予算がない場合ですと、当然、議会に補正予算を通したり、いろいろな手続が必要になりますので、時間がかかるということになります。

資産の維持経費、更新費用につきましても、自治体負担となります。現在、この場合は、維持経費は先ほど申した国の支援がございませけれども、更新費用は支援制度がありませんので、自治体で行うことはかなり厳しいかなと考えております。つまり、サービスが継続して提供できないのではないかと考えてございます。

光ケーブルそのものの維持については、これまで大規模な修繕とか更新を行った経験がございませんので、これまでどおりの修繕を続けることで、対応が何とか可能なのかなというふうには考えておりますけれども、光ケーブル以外のスイッチ関係、IDMなどといった伝送機器に関しては、更新しないとこれからのデジタル社会に対応することが大変困難な状況になるのではないかなと考えてございます。

これまで申し上げてきた内容を踏まえまして、2004年度八幡地域整備から約20年の経験がございませけれども、それで学んだことについてまとめてみました。

1つ目としましては、現在そしてこれからの日本にとって、光ファイバケーブル等の情報通信基盤は、安定かつ継続して整備されている、提供されている必要があるというふうと考えております。

2つ目としましては、光ケーブルは生活インフラであるということでございます。しかも有線、無線にかかわらず、基本的な通信サービス提供者の資産とするべきだと思っておりますが、過剰投資等を避けるためには、共同利用ということを進めていく必要があるかなというふうと考えております。

3つ目でございます。各種許認可を含めました制度は、いろいろな手続も含めてございませけれども、それはサステイナブルという形で書かせていただきましたけれども、簡便で、すぐ切替えができるような制度の構築がお願いできればなというふうと考えてございます。

4つ目でございます。基本的なサービスを継続するためにも、自治体が保有する光ケーブル等の維持に関する支援制度が、当然不可欠だと考えております。譲渡困難な施設を民間に受けていただくためにも、全体的な資産所有者に対する赤字部分の支援というものが必要なのかもしれません。

最後、5つ目でございます。提供されるサービス、ここはエンドユーザが利用するサービスを指しておりますけれども、このサービスにつきましても、提供者相互が切磋琢磨し

て、よりよいサービスをエンドユーザーに提供して成長させていくということが望ましいと
考えております。

以上が、これまでに約20年間、酒田市が光ファイバ網の整備・維持等に取り組んできた
ことを踏まえまして、学んだ教訓、認識となります。御清聴ありがとうございました。

【関口主査】 どうもありがとうございました。

続きまして、岐阜県揖斐川町様、御説明をお願いいたします。

【揖斐川町】 岐阜県揖斐川町の総務参与の今枝と申します。よろしく申し上げます。本
日は、実際譲渡の事務を行った者も参加させていただいておりますので、よろしく願
います。

それでは、簡単に揖斐川町の概要等を説明させていただきたいと思えます。スライドの
2ページをお願いいたします。

揖斐川町でございますが、位置は岐阜県の最西部に位置しまして、北側を福井県、西を
滋賀県と隣接する面積約803平方キロメートル、そのうち森林が9割を占めるという町
でございます。

地形と気候といたしましては、南西部から北西部にかけて、標高1,100から1,
300メートルの山々がありまして、その山間を縫うように一級河川の揖斐川及びその支
流が流れております。南東部に濃尾平野の最北端に位置する平たん地がありまして、そ
ちらのほうが、住宅地、田園地帯となっております。

近年は夏の気温が全国でも最高気温を観測するというような状況になっており、冬にお
きましては、山間地域では積雪が1メートルを超える寒暖差の激しい町となっております。

次のスライドをお願いします。人口及び世帯数の推移でございますが、平成2年から令
和2年までにかけて、約30年でございますが、そのうち人口が約1万人減、年少人
口につきましても、約マイナス8ポイント、高齢人口につきましては、20ポイント増加
しており、この中では地域によっては7割近い高齢化率となっているところがあります。

こういった状況を何とか打破したいということで、給食費の無償化であるとか、医療費
の18歳未満の子供に対する無料化など、揖斐川町に現在住んでいただいている人だけ
ではなく、移住したい、定住したいという方のためのいろいろな支援制度を設けまして、
移住・定住対策を進めているところでございます。

次のスライドをお願いします。揖斐川町には、何点か観光地的なものもございまして、
谷汲山華厳寺とか、徳山ダム、さざれ石公園といった観光地があります。

次のスライドをお願いします。また、特産品といたしましては、最近開発されました、ぎふコーラというものがあまして、こちらは菓草を使ったクラフトコーラで、炭酸とか牛乳で割っていただくと非常においしくなります。

また、ぎふジビエということで、鹿等のジビエを商品化しまして、脂身が少ないヘルシーな食べ物ということで売り出しております。

次、お願いします。それでは、揖斐川町放送通信ネットワークが整備をされた背景を少しお話しさせていただきます。

揖斐川町は平成17年1月に1町5村が合併をいたしまして、新しい揖斐川町として生まれ変わりました。この合併のときに、合併まちづくり計画の重点プロジェクトの中に、「地域情報ネットワークの確立」というものが設定されました。

このプロジェクトが設定された背景につきましては、旧の揖斐川町の平たん部を除く全ての地域が中山間地形のため、テレビの難視聴地域であったということ。

約40の共聴組合がございまして、デジタル放送に未対応のまま、存続されていたということ。

高速インターネットサービスの提供エリアは旧の揖斐川町に限られており、採算性の問題から民間事業者が山間地域へは進出が期待できない。こちらの状況は、今も変わっていない状況でございます。

同報無線の周波数統一の代替策として、防災情報など、町内全域に同時に伝達する手段が急務だったということで、これらの課題を解決するために、ケーブルテレビの基盤整備を進めるということに着手をいたしました。

次、お願いします。整備の流れでございますが、平成17年に路線調査、実施設計を行いました。このときプロポーザル方式によりまして、株式会社大垣ケーブルテレビさんを選定しております。

平成18年度から伝送路工事、センター設備、平成19年度から加入者宅への引込み工事などを行いまして、平成20年3月31日に竣工することとなりまして、揖斐川町全域をカバーするケーブルテレビ基盤、HFC方式が完成いたしました。

こちらの中でサービスを提供しておりました概要でございますが、揖斐川町として行っておりましたサービスとしましては、地上デジタル放送、自主放送番組の「いびがわチャンネル」、音声告知放送、町の公共施設間のネットワークとしても活用しておりました。

大垣ケーブルテレビさんから提供いただいたサービスとしましては、多チャンネル、B

SとかCS放送、インターネットというものを、町のCATV基盤を利用して提供していただいております。

次、お願いします。今回FTTH化に向けた民間への施設譲渡・事業継承ということで、実際もう民間への施設の譲渡等を行っておりまして、今は移設後の稼働をほぼ100%完成させているという状況でございます。

ターニングポイントになりましたのは、令和元年度でございます。防災行政無線の同報系の関係、揖斐川町放送通信ネットワークの関係で、この2点が大きなターニングポイントの状況となっております。

防災行政無線（同報系）の状況につきましては、整備後17年から33年が経過しておりまして、修繕部品がもう既に欠品状態となっているということ。

旧町村ごとに周波数が違うため、一斉放送できないということ。

停電時の対応が、24時間程度しか対応できていないということ。

現在は延長されておりますが、緊急防災・減災事業債の事業年度が令和2年度で終了を迎えるという状況がございました。

揖斐川町放送通信ネットワークの状況といたしましては、整備後13年が経過しており、施設の老朽化と同軸の関連機器の修繕部品が欠品状態となってきたということがありました。

また、旧揖斐川地域における民間光サービスへの乗り換えに伴い、加入者も若干減少してきたということも背景にはございました。

住民からの光インターネット利用の要望が増え、FTTH化への移行のための検討が必要となってきたということがございました。

この中で選択肢としましては、設備を更新して公営を継続するのか、それとも民間事業者への事業を移管・委託をするのかという判断に迫られてきました。

次のスライドをお願いします。このとき、大垣ケーブルテレビさんのほうから提案をいただきましたことが、「HFC設備を譲り受け、FTTH設備を設置する。この設備設置にかかる町の費用負担は不要で、全て、大垣ケーブルテレビが実施する」ということ。

「今後も維持管理を行う」ということで、「事業を継承する」ということが提案されました。

この提案につきまして、主な条件が少し出されました。

HFC設備は、無償譲渡していただくこと。

FTTH化移行に伴い不要となる旧設備（同軸幹線、センター機器など）の撤去費用は、

町が負担すること。

こちらのF T T Hに移行するには、約3年ぐらいは必要だということが提示されました。

また、町の公共施設間のネットワークに必要な光ケーブルは、有料にて貸出しをする。音声告知放送が、この時はまだありましたもので、その諸費用は、町が負担すること。町道の占用料は免除することということが、移行に伴う条件でございました。

次、お願いします。この中で、今後10年間を考えた場合の必要経費を、当時の概算で比較しました。

①番、町が設備のF T T H化を行い、公営を継続する場合の費用が、約23億円と試算いたしました。

F T T H化を含め民営化する費用でありますと、使用料等を含めまして、約9億円。

また、町が同報系無線を整備する費用は約11億円ということで、比較いたしますと、民営化をし、同報系無線を町が整備するというほうが、10年間の経費としても安価であるという判断をさせていただきました。

公設公営を継続するデメリットといたしましては、設備の老朽化に伴う高額な更新経費が必要である。これが定期的なものでございます。

また、電柱の支障移転や雪、雷、災害等による障害復旧の経費、突発的に起こる経費も、非常に必要になってくる。実際、雪害によりまして、幹線が断線いたしまして、復旧のための経費ではなく、そこまで行くための除雪経費で数百万円をかけて、復旧したということもございました。

また、加入者管理や障害対応、自主放送の取材等を行う職員の確保が困難になってまいりました。職員数が、年々減少してきているということでございます。

また、公共サービスとしての限界、独立採算の限界ということもございまして、町の選択といたしましては、C A T V設備を民営化し、同報系無線を町が整備するという判断に至りました。

次、お願いします。それを受けまして、大垣ケーブルテレビといろいろ協議をいたしまして、令和2年1月に譲渡施設の普通財産化を行いまして、3月に無償譲渡についての議会議決をいただきました。

7月には事業及び施設譲渡に関する基本合意を結びまして、大垣ケーブルテレビによります光幹線及びサブセンターの整備が開始されました。

令和3年3月には、揖斐川町の有線放送施設譲渡、事業継承の契約書が締結されまして、4月より、加入者宅への引込線について、同軸から光への切替えを行っております。

令和5年12月の予定ですが、この頃に同報系無線が運用を開始される予定でございます。この同報系以外の広報ツールといたしましては、いび情報ナビということで、アプリ、広報誌、ホームページ、SNS、すぐメール等々の広報メールもございます。

令和6年1月から、同軸及びセンター設備の撤去を開始する予定としております。

揖斐川町における居住エリアにおける光ファイバのカバー率は、ほぼ100%でございます。若干地形的な問題で、将来的に阻害要因が解消されるということがありましたら、また大垣ケーブルさんとの協議を行う必要がございますが、現在のところは、ほぼ100%という状況でございます。

今回、揖斐川町といたしましては、もう既に民間への移行を終えておりますが、スムーズに民間移行ができたポイントといたしましては、加入者のデメリットをなくしたことでございます。

公営時のテレビサービスと利用料金を引き続き適用するように、大垣ケーブルテレビさんに依頼させていただきまして、それが実現したということ。

光への切替工事について、加入者の負担はなしということで行わせていただきました。

また、従来の同軸インターネットより、安価で高速な光インターネットサービスを提供したことによりまして、利用者さんから好評を得たということでございます。

さらに、大垣ケーブルテレビと協力しまして、住民周知（広報）を実施したことによりまして、大垣ケーブルテレビさんが引き継ぐということも、広く周知されてまいりました。

総括といたしましては、整備当初から、設計や運営に株式会社大垣ケーブルテレビが関わり、町との信頼関係、協力関係にあったことが大きいと思います。

また、大垣テレビが当初から関わっていたことによりまして、町のネットワークに熟知していたということもあります。

また、一番大きいことは、大垣ケーブルテレビ以外に、HFC設備の受入れを提案していただける民間事業者がいなかったということが、大きな要因かと思っております。

民間移行につきまして、実際行った揖斐川町の事例として発表させていただきました。どうもありがとうございました。

【関口主査】 どうもありがとうございました。

最後になりますが、愛媛県伊予市様、よろしくお願いたします。

【伊予市】 失礼いたします。それでは、愛媛県伊予市のプレゼンをさせていただきます。伊予市企画政策課、木下と申します。よろしくお願いいたします。

まず、伊予市の概要について御説明申し上げます。

伊予市は2005年、平成17年に伊予市、中山町、双海町の1市2町が合併しまして、現在の伊予市となりました。

伊予市は約3万5,000人の人口で、四国、愛媛県のほぼ中央に位置し、温暖な気候で、風光明媚な瀬戸内海に面しておりまして、県都松山市から10キロ、南予の玄関口でもございます。

松山自動車道が市の中央を通っておりまして、伊予インターチェンジや中山スマートインターチェンジがあり、アクセスのよい立地でございます。

全国的に有名な下灘駅をはじめ、各地域に観光スポットがあり、特産品も紅まどんなやせとかなどのかんきつ、全国的に有名な中山栗や削り節、双海のじゃこてんなど、盛りだくさんでございます。

伊予市では、資料右上のほうに掲載しております。広報ツールやSNSなどで情報発信をしておりますので、ぜひとも検索していただけたらと思います。

さて、本市の超高速ブロードバンド整備事業につきまして、まず、策定の経緯からお話し申し上げます。令和元年、総務省が「ICTインフラ地域展開マスタープラン」を策定し、光ファイバの整備目標として、「令和5年度末までに未整備世帯数を18万世帯に減らす」としていたところ、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、令和3年度末までに達成するとしたことなど、全国的にインターネット環境整備への高まりが感じられた中、本市の光ファイバの整備状況は、中山及び双海の地域で多くの未整備エリアが見られ、民間の電気通信事業者によるエリア拡大は、採算性の問題から期待できない状況にありました。

県下他市町においても整備方針が打ち出される中、学校現場では、GIGAスクール構想が前倒しで進んだことなどから、伊予市においても、光ファイバ整備を喫緊の課題と捉え、本格的な検討に入りました。

電気通信事業者との協議・整備方針の決定など、庁内調整を行いまして、過疎対策事業債や総務省所管の高度無線環境整備推進事業を活用しまして、令和4年度から6年度までの3か年で事業を実施する方向で、計画の策定を始めました。

計画策定を開始した令和3年度当時、愛媛県の他市町におきましては、100%の整備率の自治体も多くありまして、伊予市は愛媛県全体の整備率を下回っている状況でございます。

ました。

また、中山地域にある佐礼谷地区の収容局や双海地域にある下灘地区の収容局が、光ファイバ整備未対応でございまして、中山及び双海地域の整備率が40.7%にとどまっている状況でございました。

未整備エリアのどの範囲の整備を行うかにつきまして、電気通信事業者と協議を行いましたところ、全て整備するとなりました場合に、多額の費用が必要となることが考えられたことなどがありましたので、中山及び双海地域の広報区長及び広報委員や小中学生を持つ保護者の皆様に対しまして、アンケートを実施することといたしました。

アンケート結果につきましては、参考資料最後に添付してございますが、光ファイバ整備が非常に関心の高いテーマであることがうかがえました。特に、現役世代のいる世帯では、一定程度の接続が見込まれるアンケート結果となりました。

また、光ファイバ整備に期待することとしまして、特に防災対策やWi-Fiを利用した情報共有、学習環境の充実を望む声が多く寄せられており、整備後の施策に対する期待も感じられるものでございました。

今後、本市が抱える様々な課題解決や国が進める各種施策への対応のためにも、早急な整備の必要性を裏づける結果となりました。

それを受けまして、次の整備方針を決定いたしました。

まず、民設民営方式での整備でございます。光ファイバ整備の大きな課題は、多額のランニングコストだと考えておりました。民設民営であれば、初期の整備費用について、多額の負担が発生するものの、整備後の維持管理経費が不要となる大きな利点がございます。

民間事業者が高度無線環境整備推進事業を活用することで、整備費の縮減が見込めることに加えまして、令和3年9月の議会において、本市の過疎地域持続的発展計画に本整備を盛り込みまして、過疎対策事業債を活用することが可能となったことで、本市の負担部分についての大幅な削減を図ることができました。

また、事業者の選定につきましては、公募型プロポーザルを行うこと、整備対象地域について、全エリア整備には約9.8億円の整備費用がかかる試算となりましたが、アンケート結果から、今後の施策を滞りなく進めることができる環境を整えること、また、行政が整備するに当たりまして、例えば比較的人口が少ない地域におきましても、就学年齢である児童生徒が居住しているなど、整備を希望する声が聞かれたことなどから、公平なサービス提供が求められているとの判断で、未整備となっている全エリアを整備対象地域とい

たしました。

財源につきましては、先ほど申しましたとおり、過疎地域持続的発展計画に本整備を盛り込みましたことから、過疎債の借入れを考えていましたが、一方で、過疎債の対象が設備投資に係る部分に限定されていることから、ランニングコストなどの過疎債対象外経費については、利用可能な財源の研究を行いまして、創出された場合に迅速に対応を行うことと計画ではいたしました。現状、第1期の整備をしておりますが、この部分について、一般財源での対応となっております。

また、総務省所管の高度無線環境整備推進事業が継続される場合には、本制度の活用を原則とした整備を条件といたしました。

最後に、整備スケジュールについて、過疎債の対象外経費が多額であること、かつ整備エリアが広大であることなど、単年度完了が見込めないことから、令和4年度から3か年での整備計画といたしました。

第1期は令和4年度、昨年度から、双海地域の下灘地区、地図におきましては左下の青枠の部分と、中山地域の日南登、地図では右下の青い小さな部分を整備エリアといたしました。

整備箇所の中で、最も世帯数・児童数が多く、全国的にも観光エリアであり、下灘収容局の整備も必要であるとの背景で、下灘地区を、また中山地域全体の整備エリアが広範囲にわたっておりますことから、中山通信局に近いところについて整備をしておくこととともに、第1期整備全体の費用面を考慮したところ、中山地域においては日南登地区が第1期エリアとなりました。

第2期におきましては、令和5年度、今年度から、中山地域の佐礼谷・長沢地区、地図では真ん中、右、緑枠と、双海地域の上灘地区、地図では真ん中、緑枠の部分を整備エリアとしております。

整備箇所の中でも、佐礼谷・長沢地区が次いで世帯数・児童数が多く、上灘地区におきましても同程度の世帯数及び児童数でございまして、無線通信環境も脆弱であり、就学年齢のいる世帯から声が上がっていることなどもあり、第2期エリアとしました。

第3期につきまして、資料が1年誤っておりますが、令和6年度、来年度から中山地域の栗田・永木地区及び出渕、中山地区の一部、地図ではオレンジの枠を整備エリアとしております。集落が点在しておりまして、広範囲の地域となります。世帯数・児童数について比較的少数世帯のエリアでございまして、就学年齢の児童生徒の皆さんが居住しており

ます。

以上の内容で整備計画に基づきまして、令和4年1月にプロポーザルを実施、整備事業を開始しております。現在は、第2期の整備を開始しております、スケジュールどおりに進んでいるところでございます。

なお、資料の最後にアンケートの集計結果を掲載しておりますので、御参考に御覧いただければと思います。

以上、愛媛県伊予市のプレゼンを終わります。

【関口主査】 どうもありがとうございました。

以上で、ヒアリングについては、4自治体様から伺うことができました。どうもありがとうございました。

それでは、ただいまから質疑・応答に移りたいと存じます。自由に構成員の先生方から、御発言を頂戴できればと存じます。

御意見等がございます方は、チャットもしくは挙手にて御発言をお知らせいただければ、幸いです。よろしくお願いいたします。

【高橋構成員】 高橋です。よろしいでしょうか。

【関口主査】 高橋先生、お願いいたします。

【高橋構成員】 自治体の方々、皆さん、民設のほうにということなんですけれども、民設のほうに移行した後、自治体としては、どういう関わり合い方をされるのかということをお伺いしたいんですけれども。

【関口主査】 高橋先生、全自治体さんにお伺いされますか。

【高橋構成員】 はい、お願いいたします。

【関口主査】 そうしましたら、発表順に、北海道庁様からお願いしましょうか。お願いいたします。

【北海道】 すみません、道庁です。

先ほど、最初に申し上げたとおり、北海道は、直接、公設光ファイバを提供していないということがございますので、すみません、この件に関しては、今回お話のあった自治体の方にお答えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【関口主査】 ありがとうございます。次に、酒田市様、お願いできますでしょうか。

【酒田市】 酒田市の本間でございます。

民設後といいましても、私ども、先ほど一東化の話をさせていただきましたが、一東化

の解除後すぐ譲渡まで全て完了することが困難となっておりますので、そこは民間事業者さんと協議をした上で、数年かけてやっていきたいと思いますということで、そちらの関係は、ずっと続くかなというふうに思っております。

その後、民設後については、今度、逆に私どもは、イントラと1芯を使っている部分もあったりして、光ケーブルを借りなければならない部分もありますので、そちらの関係も、引き続き行わなければならない。

加えまして、今度、エンドユーザの方々に対する上のサービスの提供の部分を、どう協議していこうかなということが、これからの課題になるかなというふうに思っております。

とりあえず、以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。続きまして、岐阜県揖斐川町様、お願いします。

【揖斐川町】 揖斐川町でございます。

うちのほうは、もう既に施設譲渡を行ってしまっておりまして、町自体が一般ユーザと同じという形でございます。現在、イントラネットのほうで光を借用しているというような状況ですし、まだ、今、同軸ケーブルのほうの撤去も進めている最中ですので、今後も何かあれば連携して、事業者とは対応していきたいなというふうには考えております。

以上です。

【関口主査】 どうもありがとうございます。最後に、伊予市様、お願いいたします。

【伊予市】 お世話になります。伊予市企画振興部長をしております向井と申します。現在、このデジタル化推進の企画政策課長を兼務しておりますので、こちらのヒアリングに参加させていただいております。

ただいまの御質問に対してですけれども、伊予市のほうでは、当初より民設民営という整備方針でやっております。ですので、民間移行という考え方はございませんが、本市も整備ありきではありませんで、整備した以降にはできるだけ、市民の皆様方に使っただけの環境整備が必要であるということで、今現在、例えば危機管理、防災あるいは医療、それから、伊予市の場合は、比較的ロケーションのいい地域もありますので、そういったところへのサテライトの誘致であるとか、そういう地域の活性化につながるようなものも含めて、今現在、検討中というところでございます。

【関口主査】 どうもありがとうございました。高橋先生、いかがでしょうか。

【高橋構成員】 ありがとうございました。以上でよろしいです。

【関口主査】 どうもありがとうございました。

チャット欄、3人の先生方から、今、手が挙がっております。

相田先生からお願いします。

【相田主査代理】 日本総研のほうから先に手が挙がったように思いましたけれども、よろしいでしょうか。

【関口主査】 本当？ ごめんなさい。大谷先生ですか。

【相田主査代理】 大谷先生、春日先生、私の順番に。私のところでは、ほぼ同時だったのかな。

【関口主査】 ごめんなさい。下のほうだけ映っていました。順番を間違えました。チャットの順番どおりということで、大谷先生からお願いできますでしょうか。

【大谷構成員】 相田構成員には、お気遣いいただきましてありがとうございます。

今日のプレゼン、どうもありがとうございました。自治体の独自の工夫というか、特に事業者との交渉の実例をつぶさに教えていただくことができましたので、やはりそれぞれの自治体に特徴はあると思いますし、差はあると思いますけれども、ほかの自治体におかれましても、十分に参考となるような事例を御提供いただいたのだと思います。

こういった事例につきましては、ぜひ総務省のほうで、特に公設民営への移行についてのガイドラインであるとか、そういった事例を集積されていると思いますので、その例としても集積することをお願いできればと思います。

質問は回答可能であればということなんですけれども、今回この検討の中では、未利用芯線の取扱いなどについても、検討を予定しているということは御存じでいらっしゃるかと思いますが、各自治体で、もしその未利用芯線周りでの課題であるとか、また、実際にその比率とか、御開示いただける情報があるようでしたら、それぞれに教えていただければと思います。

せっかく発言の機会をいただいておりますので、ちょっとまとめて感想めいたこともお話しできればと思います。

北海道の場合は、道内市町村からのヒアリングもしていただいて、その課題を抽出していただいたところでありまして、恐らく道内市町村のほうに直接お尋ねしないと分からないところだとは思いますが、例えば課題の何番目だったか忘れちゃったけれども、IP-BOXなどの固有設備の費用負担について、やはり課題として受け止められているということで、このブロードバンドユニバの中で対応が可能なかどうかということは、今後、議論の可能性、余地もあるような設備も含まれている可能性もあるかと思っております。

で、どのような金額で、どのような内容のものなのかといったこと。空調設備なんかは、通信設備の一環として、なくてはならないものだと思いますので、別途検討の機会をいただければなと思っております。

他方、その補助裏の話。これはあちこちでいただくことなんですけれども、恐らくブロードバンドユニバでは無理なので、別の支援措置を検討してほしいという趣旨なんだと思いますが、恐らく私どももそのような認識の構成メンバーが多いと思います。

一つの制度で、特にブロードバンドユニバの肥大化ということも避けていかなければいけないとしますと、全てこのブロードバンドユニバに押し込むということは、なかなか厳しいのではないかなと考えておりますので、それぞれお話の課題を聞く中で、必要なものは、ブロードバンドユニバの対象となり得るかを慎重に検討していくということになるのではないかと考えております。

私からは以上でございます。

【関口主査】 どうもありがとうございます。

北海道庁さん、お答えが可能であれば、お答えいただければと存じますが、いかがでございましょうか。

【北海道】 ありがとうございます。お尋ねの部分に関しては、未利用芯線の話だと思いますけれども、実は未利用芯線については、今、現状、特に調べている状況ではないので、先ほどと同じで大変恐縮なんですけれども、プレゼンいただいた市町村の方に委ねたいと思います。よろしくをお願いします。

【関口主査】 ありがとうございます。課題2のほうは……。今、大谷委員のほうから…。

【北海道】 I P - B O X。

【関口主査】 はい、I P - B O Xで。利用を図るところで。

【北海道】 I P - B O Xの中身で、特に言われたことが、空調設備とか、ヒーターとかなんですけれども、ごめんなさい、ここに記載した以上のことは分かっていないので、はっきりしたことは申し上げられないです。よろしくをお願いします。

【関口主査】 了解です。どうもありがとうございます。

ほかの市町村、自治体さんにも、未利用芯線については聞いたほうがいいですか。

酒田市様、いかがでしょうか。

【酒田市】 酒田市でございます。

私どもは基本的に全て総務省さんの補助事業で整備しておりますので、その補助の制限上、基本的に将来利用見込みのあるもの以外の未利用芯線は認められていないというふうに理解しております。ですので、私どもが保有している未利用芯線はないと御理解いただければというふうに思います。以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。

揖斐川町様、いかがでしょうか。

【揖斐川町】 未利用の芯線ですが、若干はあったと思いますが、それも含めて譲渡をしておりますので、未利用の部分につきましては、単費で整備しておりますので、それも含めて譲渡したというところで、あるものはあったというところがございます。

以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。最後、伊予市様、いかがでしょうか。

【伊予市】 未利用芯線については、もともと通信事業者さん1社で、ほぼほぼ整備しているものの、今回は最終的な整備を行政が負担したという形になっています。

もともと整備していたところの未利用芯線の状況を、事業者さんにも確認はしたんですけども、なかなか返事もいただけないというところで、申し訳ございません、詳細については、こちらのほうで把握いたしておりません。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。大谷先生、いかがでしょう。よろしいですか。

【大谷構成員】 実態が少しでも分かればと思ったんですけども、なかなか難しいんだなということを改めて把握させていただきました。ありがとうございます。

【関口主査】 どうもありがとうございます。続きまして、春日先生、お願いします。

【春日構成員】 春日です。どうも御説明ありがとうございました。

私のほうからは2点ほど確認事項みたいなことがあるんですけども、順番にお願いできればというふうに思います。

まず1点目が、北海道さんの7ページ目の課題1につきまして、ちょっと確認をさせていただきます。

1のところ、移行準備の費用とか手続が複雑なので簡便にしてもらえるといいという話がありますが、たしか2回目ワーキンググループで、NTTさんのほうからも同様な要望があったと理解しています。

こちらのほうは、当事者である2者が同意していれば、ここに記載されているような簡易な申請で、しかも短期間で行うことができるという理解でいいのか。それとも、追加で

何かどこかにお願いしないと、こういうふうにはなりませんよというふうな御主張なのか、お聞かせください。それから、費用の自治体負担のことを心配されておられるんですけども、自治体負担の費用というのは、事務手続に関する費用なのか、何か追加で設備に関する費用が必要になってくるのかについてお聞きできればと思います。これが1点目です。

【関口主査】　ここは、北海道庁様にお伺いすればよろしいですね。

【春日構成員】　はい、お願いできればと思います。

【関口主査】　よろしくお願いたします。

【北海道】　最初の1個目です。2者で同意していればという話がございました。それについては、例えば、道路の占用であったら、道路管理者の同意があれば大丈夫なのかなと考えますけれども、例えば、行政がやっているときに、その手続というのが、きっちり決まっている場合は、しっかり考えないといけない部分があるのかなと考えています。

基本的には両者の同意でいけるのかなと思いますけれども、その手続方法とか、行政はいろいろ細かくあるものですから、決まっているんだったら、その辺はあるかなと考えています。

あと煩雑という部分で、これは手続です。設備の費用という意味ではないです。ただ、こういう手続をするときに、例えば、事業者さんにやっていただくときに、事業者さんに対してお支払いする額とかもあるものですから、そういうときには費用が発生するという考え方でございます。よろしくお願いたします。

【春日構成員】　ありがとうございました。基金化するときに、設備面の費用だと説明しやすいですけれども、手続上の費用だとちょっと難しいかなと思いましたので、お聞きしてみました。ありがとうございます。

続けて2点目です。2点目は北海道さんと酒田市さんに関連するところですが、今、保有していらっしゃる施設や設備を民間移行するときに費用負担をどちらがするかということについて、ご心配をしていらっしゃるように理解をしました。

それはこれから検討していく段階だと思うんですけど、イメージとしては、まず、最初に自治体さんと参入に手を挙げようかどうかと考えていらっしゃる事業者さんが話合いをしていただいて、そこの負担割合について納得がいったときに手を挙げて申請をしていただいて、基金のほうから補助をするというイメージなのかなというふうに理解をしたんです。

そのような感じで負担することで、このような心配というのは解決すると理解してよろ

しいでしょうか。北海道さんと酒田市さんにお伺いできればと思います。

【関口主査】 では、北海道庁様からお願いでしょうか。

【北海道】 まず正確に質問の意図を捉えられているかどうか分からないんですけども、今後、移管するときに、どういう流れになるのかということが重要なのかなと思っています。

我々としては、自治体、市町村なんですけれども、手続として交付金対象になる、ならないということは、自治体と事業者が、ある程度、話して、それで何らか進むのであれば、そういう形になるでしょうし、手続の進め方の話なのかなと思っているので、ごめんなさい、私のほうで、適切に質問の意図を捉えられて、回答ができていないかどうかは分からないんですけども、そういう過程があれば、あったで、やはり進むという部分はあるのかなと考えます。

以上でございます。

【春日構成員】 ありがとうございます。

【関口主査】 ありがとうございます。酒田市様、お願いします。

【酒田市】 酒田市でございます。

費用負担につきましては、いろいろな考え方は、酒田市のほうで、民間に移設・移行したいというときの議論の中で、いろいろな考え方はあったんですけども、基本的にこれまで整備をしたイニシャルの費用が、7億円とか19億円かかっております。その際に国から補助をいただいているというようなこともあり、また、その更新の際には補助制度がないといったことを自治体で負担することを考えると、民間に移行する際の費用負担、先ほどここに出しております1,374万円とかがありますが、そういったものは、まず、自治体負担でやむなしではないかと。

しかも、現在、無償で譲渡するという方向性で協議をしておりますので、無償譲渡で、このぐらいの負担はやむなしではないかという判断をさせていただいて、協議を続けております。以上です。

【春日構成員】 ありがとうございます。今、御説明いただいたように、今までやってきた部分というのは埋没費用として捉えられる可能性が高く、新規の費用でないとなかなか補助できない部分というものも出てくるかなというふうに感じたものですから、お考えをお聞かせいただきたかったということでございます。ありがとうございます。

【関口主査】 よろしいですか。どうもありがとうございました。

お待たせしてしまいました、相田先生、お願いいたします。

【相田主査代理】 時間が押しているようでしたら、私は書面回しでも結構ですけれども。

【関口主査】 どうぞ。大丈夫だと思います。

【相田主査代理】 そうですね。

2件ございまして、1件目は、まず、直接的には酒田市さんということなんですけれども、ほかの方々も、もしあったら、御回答いただければと思います。酒田市さんから、光ファイバは共通インフラであるというお言葉があったのに対して、四国のほうからは、独立採算という言葉もあったので、お伺いしたいんです。

修理費用等が足りなくなった場合には、議会に諮らなければいけないということですが、そういう修理費用というのは、やはり光ファイバにかなり限定した形で組んでおられるのか、あるいは道路予算等々、インフラ共通として、予算を組んでいらっしゃるのかをお伺いしたいということです。

先ほど申し上げましたように、直接的に酒田市さんですけれども、もし可能であれば、ほかの方からもお答えいただきたいということになります。

2点目は、最後の御発表、伊予市さんのほうに関してです。お伺いしたところだと、いわゆる通信サービス、光ファイバ、ブロードバンド通信サービスのみ、対象として考えられたということですが、いわゆるケーブルテレビ系のことは、考慮されなかったということかということの御確認です。

以上でございます。

【関口主査】 では、酒田市様、お願いいたします。

【酒田市】 酒田市でございます。

共通インフラだと申し上げたのは、例えば、飛島地区は、これから5Gの整備が進んでいくんだと思いますが、現在LTE網ですと、飛島は本土から40キロほど離れていますので、電波は届くんですけれども、5Gだと届かないということになりますと、4Gのサービス提供ができない場合は、もう既に携帯電話すら使えない島になってしまうということが、一つございました。そういった意味も含めて、共通インフラだということを申させていただきました。

それで、御質問の修繕費の予算につきましては、先ほどトータルで1,600万円ほどの黒字、360万円赤字だけれども、単費の部分を除けば、1,600万円ほどの黒字と申し上げましたとおり、この事業そのものを個別化して、予算管理をしております。ですので、

私どもは、地域情報通信設備管理事業という形で、事業化をまとめておりまして、そこだけで、単独で修繕費を予算化しているということになります。

以上でございます。

【相田主査代理】 ありがとうございます。

【関口主査】 この共通インフラという言葉に関して、ほかの自治体様からは、御発言はございますでしょうか。特段よろしいですか。そうしましたら、伊予市様、お願いします。

【伊予市】 伊予市です。失礼します。

今回の整備に合わせて、ケーブルテレビの検討をされたのかというところでございます。本市におきましても、当初から基本的には民設民営の方針で進んでおりまして、大きな理由として、先ほど言いました通信事業者1社で、人口のほぼほぼ8割以上は、その回線で整備されていることが前提にありました。

そういった中で、四国、愛媛にもケーブルテレビさんがありますから、こういうところにもお声かけをした中で、協議を進めてはみたんですけども、ちょうど時期的に、伊予市が光ファイバを整備しようというあたりで、旧伊予市の町部内で、ケーブルテレビさんは供用されていたのを、通信事業者さんとの契約の関係で、一回、全部撤退したんです。

ケーブルテレビさんも、伊予市では使えない状態となっていたということも含めて、全て新規でやらなければいけないということもあって、ケーブルテレビさんのほうは、費用的なところで難しいというところがありましたので、最終的には、通信事業者さんの残余の部分を行政が負担するという形に落ち着きました。

以上でございます。

【相田主査代理】 ありがとうございます。

【関口主査】 それでは、長田先生、お願いします。

【長田構成員】 ありがとうございます。長田です。

揖斐川町さんにちょっと小さな質問で恐縮なんですけれども、11ページのところに、「居住エリアにおける光ファイバのカバー率、ほぼ100%」とあるわけなんですけれども、ほぼということは、どこか光ファイバが通じていないところがあるんだと思うんです。

揖斐川町さんの場合、もともと有線放送の施設で、光ファイバが行ってないところは、もし居住者がいらっしゃるとしたら、どうやってそこの方は放送を受けることになるのかということと、あとモバイルなどは通じているという理解なのかということをお教えいただきたいと思います。以上です。

【揖斐川町】 揖斐川町です。失礼いたします。

ほぼ100%ということで、未整備区域はちょっと特殊な要因がありまして、先ほどお話しさせていただきました徳山ダムの最上流部のところに、本来ですと、移転して、外へもう出られているはずの人なんですが、そちらのほうに夏場だけ居住に来るという方が見えまして、そちらのほうは未整備区域というふうになっております。当然、モバイルのほうも、そちらのほうは、民間事業者が入っておりませんので、通話ができない状態になっています。以上です。

【長田構成員】 分かりました。ありがとうございます。

【関口主査】 三友先生、お願いいたします。

【三友構成員】 三友です。よろしくをお願いいたします。

御発表ありがとうございました。3つ質問がありますけれども、2つは北海道さんに向けてのものでございます。最後の質問は、全ての自治体さんに向けてのものでございます。

まず、北海道さんの3ページの地図があるんですけども、これは、2か所だけ、色が薄いところがございます、何か理由があれば教えていただきたいということが、最初の質問でございます。

その次の4ページに、グラフがございますけれども、右側の下で、「民設移行を希望しない自治体が3市町村ある」ということなんですけれども、もしその理由が分かれば教えていただきたいというふうに思います。

9ページでは、譲渡できないというようなところがあるとも伺っているんですけども、逆に希望しないということは、自発的に希望しないということだというふうに捉えられますので、その理由がもし分かれば、教えていただきたいと思います。

3番目です。これは、全ての自治体さんにお聞きしたいんですけども、北海道さんの8ページの課題4のところというのは、この制度が導入される上において、非常に不確実で、なおかつ決め難いところがあるかというふうに思うんです。これは、実際に御自身の自治体の中で、対象となる地域、ならない地域というものが、混ぜこぜになるわけです。

実際に補助がある地域あるいは補助がない地域というものが、仮に明らかになったとして、そのときに地元において、何か問題とかあるいは不都合とかが起こる可能性があるか、どうかということ、これはもう本当に感覚的なことになってしまうかもしれませんけれども、もしお感じになることがあったら教えていただきたいと思います。

時間がないと思いますので、もしあれでしたら、後でメールで簡単にいただいても結構

でございます。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。

時間も押しているんですけども、お答えできる範囲でお答えいただけたらと存じます。まず、いかがでしょうか。北海道庁様。

【北海道】 3ページの整備しなかった理由というのは、夕張市と釧路町なんですけれども、夕張市のほうはコンパクトシティ化を進めている関係で、郊外は整備しない方針と、地域はそういうふうに判断したということです。釧路町は、未整備地域住民へのアンケートを行った上で、整備不要との判断になったということで聞いています。

次、4ページです。民設移行しない市町村の理由というところなんですけれども、細かいところまではちょっと分からないんですけども、独自の公共サービスインフラとして利用している自治体、例えば農家向けに有償で、気象情報をプッシュ型情報提供するとか、例えばそういうことをやっている。あるいは、ほかの自治体では、収益上、譲渡するメリットがないと考えているということではないかなと考えてございます。

あと、最後です。地域の中で、指定になる、ならない、対象になる、ならないというところの御質問です。対象になる、ならないという部分ですけども、一律ではなく、個々の自治体から、何とか対象になるようにという要請も出てくると思いますので、そうした意見を踏まえながら、地域の実情に合ったように、不断の見直しをしていただければなどということでございます。以上です。

【関口主査】 この課題4のところは、実はその制度設計上は、こういった申請だとか、柔軟な対応をしないという方針をしていて、標準判定式の中で客観的に決められるという理解をしていて、町字単位で3,869円を上回れば、対象になるみたいなことを、今予定しているわけですので、ここは、なかなか柔軟な対応というのは厳しいかなというふうに、私は感じておりますが、ほかの自治体様から御発言はございますでしょうか。順番にお伺いしましょうか。一言でも結構ですので、酒田市様、いかがでしょうか。

【酒田市】 酒田市でございます。対象となる、ならないという話になりますと、ならないと思われるのは周辺部、飛島以外の部分ということで、こちらは資産譲渡を予定しておりますので、特に民間さんに対するサービスがどうするかという議論になろうかなと思っております。

対象となりそうだというのが、飛島、離島でございます。こちらについては、譲渡できれば、民間さんがいろいろやられると、譲渡先がやられるということになるんでしょうが、

多分、かなりの期間、無理かなというふうに考えております。

そうしますと、先ほども申しましたけれども、携帯電話網の5G網が、多分、本土からの電波が届かないと思いますので、そういったものが全く使えない、住民もそうですけれども、観光客も含めて、そういったインフラを使えないという島になってしまう。そうすると、無人島ということも、かなり念頭に置かなければならない。すると、国境の関係も絡んできますので、そういった大きな問題が裏には潜んでいるというふうに認識しております。以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。揖斐川町様、お願いできますでしょうか。

【揖斐川町】 失礼します。揖斐川町のほうは、もう譲渡してしまっているんですが、補助の対象になる、ならない関係なく、やはり住民サービスとしては、一律に提供すべきというふうに考えておりますので、その辺りにつきましても、譲渡のときに、大垣ケーブルさんとは話し合って、譲渡を進めさせていただいたという経緯はございます。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。伊予市様、お願いいたします。

【伊予市】 伊予市です。

対象地域の話です。ちょっとすみません、細かいエリア選定について、不勉強のところがありますので、それを踏まえてお聞きいただきたいんですけども、基本的には今回我々が整備を進めていくエリアというのが、もともと通信事業者さんが採算性が取れないから、再三の要望に当たっても整備できませんと言われて続けてきたエリアでした。

伊予市の場合は、この整備に当たって、通信事業者との協議の中で、今後一定期間のメンテナンス費用も含んだ形での支出ということで認識をしております。ですので、これから10年間程度だったと思うんですけども、そのぐらいについては、そういった維持費用は、過疎エリアは大丈夫かなと思っているんですけど、逆に気になるのが、ここで仮に交付金対象になったときに、先行してお支払いしている、そういった維持費用との関係というものがどうなるのかなというところだけは、気になった点でございます。

伊予市からは以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。三友先生、いかがでしょうか。

【三友構成員】 どうもありがとうございました。結構でございます。ありがとうございます。

【関口主査】 どうもありがとうございます。砂田先生、お願いいたします。

【砂田構成員】 砂田です。どうも御発表ありがとうございました。質問と感想を述べさ

させていただきます。

最初に、質問なんですけれども、酒田市さんに、先ほどのこととちょっと関連するんですが、ケーブルテレビは生活インフラなので重要だから、共同利用、共同保有が望ましいということ強調されていらっしゃったと思います。この共同保有、共同利用、特に共同保有のイメージについて、具体的にどんなイメージなのか。通信事業者とテレビ事業者、あるいは、市も第三セクター的に関わるのか。どんなイメージをお持ちなのかを教えてください。

揖斐川町さんに質問です。大垣ケーブルテレビさんと非常にいい関係、協調関係をおつくりになって、いい民間への移設が進んでよかったなと思ったんですが、失礼ながら、人口も減少している。そういう地域で、大垣ケーブルテレビさんが、これを自分たちの事業としてやっていこうと、ビジネス的に大丈夫だというふうに御判断された理由というか、そういうことが、もし分かれば教えてください。

あと、ちょっと感想です。北海道さんのことでは、やはり移行手続の簡素化というのは、これは、本当にこれはおっしゃったとおりになるといいなというふうに思っております。

また、民設移行の際に、地域が支援区域に該当するかどうかというところで、地域の意見を聞いてほしいという御希望が出されていましたが、私もそのように進めるといいのではないかと思いました。

また、伊予市さんのほうでは、就学年齢の子供たちがいる家庭の要望を、アンケート等でよく酌み取っていらっしゃって、そこは大変でも整備しよう、一方、ゴルフ場はやめようという御判断をされていることは、すごくよく分かりましたし、すばらしいなと思いました。

また、伊予市さんの中でも出てきましたけれども、高度無線環境整備推進事業とか過疎債の活用というような話もありましたが、ここの議論はブロードバンドユニバの議論ですけども、やはり制度の補完性という観点から、先ほどの北海道のIP-BOXは、ユニバの対象ではなくても、ほかの制度を使えるとかという、いろいろ補完的な観点からも、考える必要があるんだなというふうに思いました。以上、感想です。2つの自治体の方には、質問に答えていただくとありがたいです。

【関口主査】 それでは、酒田市様と揖斐川町様、お願いいたします。

【酒田市】 酒田市でございます。

共同保有、共同利用の関係で、具体的なイメージというお話でございました。共同利用

につきましては、電気通信事業法の関連の中で使いたいという利用者であれば、基本的には相互利用を促しているわけではございますが、共同保有という部分につきましては、私も、今回、飛島を整備させていただいた際に、整備をする前から、いろいろな事業者に相談をしました。

その際、先ほどから私は特に5G、5Gと申しておりますけれども、5G、それからBeyond 5Gの関係になりますと、ドコモさん、ソフトバンクさん、KDDIさん、いろいろ相談というか、持ちかけたんですが、やはり、100世帯、160人しかいないということで、まだ実現しておりません。

そういったときに、やはり移動体通信網さんとして、国として、私どもとしましても、必要だと、サービス提供するための基盤ですので、それが必要なのであれば、自治体も参画をしますけれども、移動体通信網さんとかNTTさんも含めて共同で整備をする、共同保有するというようなやり方もあったのかなというふうに考えております。

ですので、私どもは今回設備整備をさせていただきましたので、その後の動きになるわけですが、まだ未整備のところがあれば、そういったことも検討の一つかなというふうに考えておりました。以上でございます。

【砂田構成員】 ありがとうございます。

【関口主査】 揖斐川町様、お願いいたします。

【揖斐川町】 失礼します。先ほどのプレゼンの様式の9ページのスライドですが、こちらに大垣ケーブルテレビさんからの譲渡に関しての条件も書かせていただきましたが、一応、こういった条件を町として認めるというか、対応するということが、まず一つ。

当初から、大垣ケーブルテレビさんは事業に関わっていただいておりますので、電力とか鉄道同様にケーブルテレビも重要な社会インフラの一つだという認識で、事前に、ある程度この意向に関しまして、大垣ケーブルテレビさんから提案書もいただいておりますので、その中で放送と通信の融合した地域独自の情報インフラということで、今後も必要なコミュニケーションツールですという社会使命的な部分も提示していただきました。その点で、大垣ケーブルテレビさんとしても、責任を持って対応したいという意思を示していただけたことが大きいかなというふうに感じております。以上です。

【砂田構成員】 ありがとうございます。

【関口主査】 ほかの御意見等、追加でございますでしょうか。特にございませんようでしたら……。

【大堀企画官】 関口先生、聞こえますでしょうか。事務局でございます。補足させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

【関口主査】 お願いします。

【大堀企画官】 ありがとうございます。北海道庁様の資料につきまして、補足をさせていただきます。

北海道庁様の資料、課題1につきましてですが、今、映像を出したいと思います。こちらについてです。まず、御指摘の公設光ファイバケーブルと関連設備の民間移行については、例えば、民間移行を受ける側の事業者から所有者たる自治体とともに現地調査を行う場合もあるし、慎重を期するために、事業者のみで現地確認を行う場合もあって、事業者側でも負担になっているという声、前回第2回のNTT東西様のプレゼン等も通じて、声が届いておるところでございます。例えばでございますが、10年前に敷設した光ファイバ設備について、現在に至るまで道路拡幅工事等で配置が変更となり、その都度、その変更箇所を図面に落とし込むなど、所有者様のほうで適切な帳簿等管理がなされている場合には、民間移行時に現地調査も簡便に済み、手続がスムーズに、いわゆる権利の継承という形が取れるというふうに承知しております。一方で、そうでない場合には、権利継承とはならず、事業者が新規に現地調査等を行い、新規に許認可の申請を実施。そのため、相当の時間や労力を要して、手続を踏んでいく必要があるという声を聞いているところでございます。こうした事業者様の声も踏まえつつ、自治体様と、両者の御意見を伺いながら検討を進める必要があると考えております。

続きまして、北海道庁様の資料、課題4についてでございますが、本日の会議資料の参考資料2の20ページ目というところを、今、映写をさせていただきました。こちらの真ん中の背景が青い部分につきましては、第1回会合で、大谷先生からの御意見に呼応する形で、私が説明した図でございます。こちらを御覧いただければと思いますけれども、まず、一回線当たりのコストが3,869円、本年6月2日に総務省から告示させていただきました額ですが、この3,869円を上回る区域が、赤字地域になります。赤字地域に公設設備がある場合には、その町字は「特別支援区域」になるというのが今回の新たな交付金制度でございます。この課題4で御指摘の「民設移行を希望する地域が実際に支援区域に該当するかどうか不明」だとのことでございますが、公設設備があるということは、多くの場合「特別支援区域」に該当すると考えられます。なぜならば、それは事業者が光ファイバを敷設していないあるいはそのエリアの過半数の世帯をカバーしていない状態だと

思いますので、不採算地域であるため事業者が事業を展開していないんだ、ということは赤字地域なのだ、と推察されるためでございます。

課題の4の2点目、「地域が期待する解決の方向性」ということで、「区域の設定に当たっては、案の段階で地域の意見を反映した柔軟な対応」ということではございますが、ここ数年にわたる今回の新たな交付金制度に係る、自治体関係者の皆様も含めた議論の到達点として、標準的なモデルを使って、区域指定などを行っていくとしているところです。現在、総務省の研究会において、こちらの標準モデル、標準判定式を検討中ではございますが、この標準判定式を使って、町字の一回線当たりのコストを推計することで、おのずと3,869円を上回るか否かが判明いたしますので、そこに任意性、恣意性、裁量が介在する余地はございません。客観的に一意に支援区域か否かが定まっております。これはエンドユーザである利用者に、最終的に負担金が転嫁され得るということに鑑みまして、過大な負担とならないように、個別的・固有の事情を排除して、客観的に区域は定まる必要があるという考えに基づいているところでございます。自治体の個別具体的な御意見によって、標準判定式により導き出された結果が左右されるということは望ましくないのではないかと考えております。

ただ、この標準判定式を含めまして、コストの算定については、まさに今、詳細な検討をこのワーキンググループと、先ほど申し上げました総務省の研究会で行っているところと承知しております。自治体関係者の皆様にもオブザーバとして、あるいは本日のような自治体ヒアリングに応じていただく形で、様々な御意見を頂戴している最中と認識しておりますので、引き続き今このタイミングでよくお話を伺わせていただければと思います。長々失礼しました。

【関口主査】 補足いただきまして、どうもありがとうございました。

ほかに御意見等はございますでしょうか。

司会進行の勝手際で大幅に時間が超過しておりまして、この辺りで意見交換は終了させていただきますと存じます。

4自治体の皆様におかれましては、御多忙の折、御協力賜りまして、誠にありがとうございました。改めて御礼申し上げます。

本日本日予定しておりました議事は以上となりますが、全体を通じて、改めて何か……。

KDDIの山本様から、前回のヒアリングについてコメントをしたいということなんですが、御発言いただければ、一言いただけますか。

【KDDI株式会社】 KDDIの山本です。

ちょっと時間が過ぎておりますので、コメントをしようと思っっていることを、チャットのほうに書かせていただきますので、それを見ていただければと思います。よろしいでしょうか。

【関口主査】 了解いたしました。

【KDDI株式会社】 後ほど、チャットします。失礼します。

【関口主査】 よろしく願いいたします。

【KDDI株式会社(直後にチャット入力された文)】 KDDI山本です。時間を過ぎてしまいますので、チャットで失礼します。

前回のヒアリングにおいて、弊社プレゼンのスライド8で、不採算地域における「追加的成本」について、座長の関口先生からご質問とコメントを頂きました。この場を借りて追加コメントをさせていただきます。

関口先生のコメントは、不採算地域はF T T Hサービス提供者が1社を前提としているにもかかわらず、他社向けの光ファイバの議論をするのはおかしいのではないか、とのご指摘です。実は弊社の資料は、その前の回、9/26のNTT東西様のプレゼン資料(スライド6)を踏まえたもので、これを前提に説明をしたものです。弊社も関口先生と同じ疑問を持った次第ですが、NTT東西様の資料の中で、不採算地域の光ファイバに関し、「適格事業者によるF T T Hは交付金により支援、それ以外の役務で用いるものは、交付金の対象外であって、個別負担等の例外的な扱いを検討」と記載されております。

その真意を確認するために、追加的な接続料での算定、と提案させて頂いた次第です。いずれにしても、関口先生のご質問につきましてはNTT東西様の資料で「他社F T T H」と記載されている部分、これを個別負担等の例外的な扱い、とはどのような意図なのか、その提案の真意について、NTT東西様からのご説明を頂く必要があるかと思えます。

以上でございます。

【関口主査】 ほかよろしゅうございましょうか。

それでは、事務局から、次回会合につきまして説明をお願いいたします。

【宇仁補佐】 総務省事務局です。本日もありがとうございました。

次回会合は12月12日を予定しております。詳細につきましては、後日事務局から御連絡差し上げます。よろしく願いいたします。

事務局からは以上になります。

【関口主査】 これをもちまして、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ、第4回会合を終了いたします。本日も御参加いただきまして、どうもありがとうございました。

(以上)